

世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設磨き上げ事業 委託仕様書

第1章 総則

1. 業務名

世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設磨き上げ事業

2. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設磨き上げ事業（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

本業務は、令和8年の世界文化遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」の価値や魅力を現地で伝える「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設の充実を図ることを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5. 履行場所

奈良県地域創造部世界遺産室及び「表1「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設一覧」のとおり

表1 「飛鳥・藤原の宮都」情報発信施設一覧

No.	施設名称 (設置管理者)	所在地
1	奈良県立万葉文化館（奈良県）	奈良県高市郡明日香村飛鳥
2	奈良文化財研究所飛鳥資料館 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所)	奈良県高市郡明日香村奥山
3	橿原市藤原京資料室（橿原市）	奈良県橿原市縄手町
4	奈良文化財研究所藤原宮跡資料室 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所)	奈良県橿原市木之本町
5	奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県）	奈良県橿原市畝傍町
6	飛鳥京跡苑池休憩舎（奈良県）	奈良県高市郡明日香村岡
7	桜井市立埋蔵文化財センター（桜井市）	奈良県桜井市芝
8	明日香村埋蔵文化財展示室（明日香村）	奈良県高市郡明日香村飛鳥
9	高松塚壁画館（公益財団法人古都飛鳥保存財団）	奈良県高市郡明日香村平田
10	歴史に憩う橿原市博物館（橿原市）	奈良県橿原市川西町
11	国営飛鳥歴史公園館（国土交通省）	奈良県高市郡明日香村平田
12	国営飛鳥歴史公園檜隈寺跡休憩案内所（国土交通省）	奈良県高市郡明日香村檜前

13	キトラ古墳壁画体験館 四神の館（国土交通省） キトラ古墳壁画保存管理施設（文化庁）	奈良県高市郡明日香村阿部山
14	かしはらナビプラザ（橿原市）	奈良県橿原市内膳町
15	桜井観光案内所（桜井市）	奈良県桜井市川合
16	総合案内所 飛鳥びとの館（明日香村）	奈良県高市郡明日香村越

6. 着手届及び業務計画書の提出

(1) 乙は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に着手届及び業務計画書を作成の上、甲に提出し、承認を得ること。また、業務計画書に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに甲に文書で提出し、承認を受けること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ①業務概要
- ②業務工程表
- ③業務実施体制及び組織図
- ④主任担当技術者及び担当技術者の氏名、経歴等を記した一覧表
- ⑤協力事業者がある場合は、協力事業者の名称、事業概要、協力を受ける理由及び具体的内容
- ⑥連絡体制（緊急時を含む。）
- ⑦その他、甲が必要とする事項

7. 実施体制

乙は、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、甲の指示に柔軟に対応できるようにすること。

第2章 業務の内容

1. 「飛鳥・藤原」ガイドンスエリア展示設計業務

(1) 対象施設の概要

（別添竣工図面（現在と一部異なる可能性がある）のとおり）

- ①施設名称
奈良県立万葉文化館
- ②建物延床面積
約 10, 239 m²
- ③業務対象面積
約 5, 245 m²

(2) 業務内容

万葉文化館内に、「飛鳥・藤原」ガイドンスエリアを整備するため、万葉文化館の既存設備改修及び新規設備の適切な制作に向けた下記①～⑩の業務を行うものとする。

なお、整備内容の詳細は、乙の提案をもとに、甲、乙及び施設管理者との協議により決定する。

※甲による整備の基本的な考え方は、仕様書別紙「飛鳥・藤原」ガイダンスエリア整備（案）について」のとおり

- ① 展示設計・製作・設置に関する乙としての基本計画
- ② 全体的な構成と配置計画（ゾーニング）・動線計画の検討
- ③ 展示シナリオ・展示項目（リスト）の作成
- ④ 意匠図（平面図・立面図・断面図）の検討
- ⑤ 工種別細目の検討
 - ア 展示造作
 - イ サイン・グラフィック
 - ウ 造形・模型
 - エ 映像・音響等情報システム
 - オ 映像・情報コンテンツ
 - カ 展示演出照明・電気設備
 - キ 監視カメラ設備
- ⑥ 展示設計図等の作成（以下、必要に応じて）
 - ア 意匠図（平面図・立面図・断面図）
 - イ 展示造作図
 - ウ 展示パネルデザイン図
 - エ サイン・グラフィック図
 - オ 造形・模型図
 - カ 映像・音響等情報システム図
 - キ 映像・情報コンテンツ図（シノプシス等含む）
 - ク 展示演出照明・電気設備図
 - ケ 監視カメラ設備図
- ⑦ 展示製作費予算内訳書、保守管理予算内訳書の作成
- ⑧ 展示制作・設置の工程計画書の作成
- ⑨ 各エリアのペース図の作成
- ⑩ その他、本業務を運営していくに当たって必要な事項のうち、甲と乙で合意した内容の検討

(3) 省エネルギー対策の検討及び設計への反映

- ① ランニングコストの検討を行うこと。
- ② 消耗品は、職員が交換できる設計、仕様にし、極力特注品の使用は避けること。
- ③ 解説パネル、キャプション、情報通信技術等に係る内容の変更、修正、更新等は職員で対応可能な設計、仕様にする

(4) 留意事項

インクルーシブデザイン等に係る有識者への意見聴取について、甲が指定する有識者に対して、謝金及び旅費の支払いを行うこと。有識者は3名に意見聴取することとし、下記の金額（計140,480円）を計上すること。

- ① 有識者（首都圏在住想定）：2名
1名あたり謝金26,000円（税込）及び旅費30,900円（税込）
- ② 有識者（県内在住想定）：1名
1名あたり謝金26,000円（税込）及び旅費680円（税込）

2. 「飛鳥・藤原」ガイドンスエリア展示整備業務

第2章1「飛鳥・藤原」ガイドンスエリア展示設計業務」において、制作した設計成果に基づき、下記の業務を行うこと。

(1) 業務内容

- ① 展示制作
 - ア 仮設
 - イ 展示造作
 - ウ サイン・グラフィック
 - エ 造形・模型
 - オ 映像・音響等情報システム
 - カ 映像・情報コンテンツ
 - キ 展示演出照明・電気設備
 - ク 監視カメラ設備
 - ケ その他展示設計で定める必要な展示物
- ② 展示設置
 - ア 展示製作物等の運搬搬入
 - イ 展示物及び展示製作物等の設置、現場調整等
 - ウ 電気設備（分電盤までの配管・配線、照明器具設置、調整等）
 - エ 映像機器、展示装置等（設置、システム調整）
 - オ 監視カメラ機器（設置、配線、システム調整）
- ③ 館内案内パンフレット版下データ
 - ア 奈良県立万葉文化館案内パンフレット【日・英・中（繁体字・簡体字）・韓】
 - イ 令和8年度 展覧会・行事のご案内（名称仮）【日本語】
- ④ 展示製作・設置に関する関係機関との調整
- ⑤ その他、本業務を運営していくに当たって必要な事項のうち、甲と乙で合意した内容の検討

(2) 留意事項

- ① 着工時期について
万葉文化館内の着工時期は令和7年9月下旬を基準とし、詳細は甲及び乙にて協議の上、決定する。

- ② 奈良県観光WEBサービス「ならいこ」放映に係る環境整備について
奈良県観光WEBサービス「ならいこ」（以下、「ならいこ」という。）の放映に必要な設備（映像ディスプレイ、館内Wi-Fi、操作用PC、各種ケーブル等）の整備を行うこと。当該設備を利用した「ならいこ」の表示に関しては、別途甲が委託する「飛鳥・藤原」情報発信拠点「ならいこ」整備業務の受託事業者（以下、「丙」という。）が準備することとする。

乙は、本業務の遂行にあたり、甲及び丙と綿密な調整の上、実施すること。

3. 「飛鳥・藤原」情報発信施設エントランス案内板制作、設置業務

業務内容

(1) 案内板制作

① 制作目的

各「飛鳥・藤原」情報発信施設の機能を来訪者に対して分かりやすく示すため、施設の玄関口に設置する案内板を制作する。

② 仕様及び規格

案内板は固定せず、移動可能なものとする。仕様及び規格の詳細は、乙の提案をもとに、甲、乙及び施設所有・管理者との協議により決定する。

(2) 案内板設置

「(1) 案内板制作」において制作した案内板を「飛鳥・藤原」情報発信施設に設置する。設置場所は「表1 「飛鳥・藤原」情報発信施設一覧」記載の施設の玄関口とする。設置場所の詳細は、甲、乙及び施設所有・管理者との協議により決定する。

4. 「飛鳥・藤原」構成資産説明板の企画制作業務

(1) 業務内容

① 制作目的

「飛鳥・藤原の宮都」構成資産候補であることを来訪者に対して分かりやすく示すため、表2「飛鳥・藤原の宮都」構成資産一覧」記載の資産所在地に設置する構成資産説明板のサイングラフィックを含む意匠制作及び設置に必要な設計を行うこと。また、説明板設置に係る概算設置費用（製品価格、設置費及び直接工事費を含む、発掘調査費用を含まない）を算出すること。

なお、構成資産説明板の制作及び現地への設置は本業務に含まない。

② 仕様及び規格

乙の提案をもとに、甲、乙及び施設所有・管理者との協議により決定する。

(2) 留意事項

表2に記載の各資産所在地への設置について、詳細設置場所を想定して制作すること。詳細設置場所の検討にあたっては、現地確認、資産管理者との協議を行うこと。

表2 「飛鳥・藤原の宮都」構成資産候補一覧

1 飛鳥宮跡	11 菖蒲池古墳
2 飛鳥京跡苑池	12 牽牛子塚古墳
3 飛鳥水落遺跡	13 藤原宮跡
4 酒船石遺跡	14 大官大寺跡
5 飛鳥寺跡	15 本薬師寺跡
6 橘寺跡	16 天武・持統天皇陵古墳
7 山田寺跡	17 中尾山古墳
8 川原寺跡	18 キトラ古墳
9 檜隈寺跡	19 高松塚古墳
10 石舞台古墳	

5. その他

1～4の業務に共通する事項は次のとおりである。

- (1) 関係者等との打ち合わせ記録の作成
- (2) 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

6. 成果品及び納品期限

成果品の種類	数	納品期限
1. 「飛鳥・藤原」ガイダンスエリア展示設計業務		
2. 「飛鳥・藤原」ガイダンスエリア展示整備業務		
① 展示設計図	2部	令和7年10月31日
② 展示製作費、保守管理費予算内訳書	2部	令和7年10月31日
③ 展示制作・設置の工程計画書	2部	令和7年10月31日
④ 展示制作竣工図	2部	令和8年3月13日
⑤ 各種取扱説明書	2部	令和8年3月13日
⑥ 各種パンフレット版下データ	1式	甲及び乙の協議による。
3. 「飛鳥・藤原」情報発信施設エントランス案内板制作、設置業務		
① 「飛鳥・藤原」情報発信施設エントランス案内板（「飛鳥・藤原」情報発信施設現地に設置）	16点	甲、乙及び施設所有・管理者との協議による。
② 「飛鳥・藤原」情報発信施設エントランス案内板設計図（1種類）	1部	令和7年10月31日
4. 「飛鳥・藤原」構成資産説明板の企画制作業務		
① 「飛鳥・藤原」構成資産説明板意匠制作及び設計図（19資産分）	2部	令和8年3月13日
② 「飛鳥・藤原」構成資産説明板設置に係る概算設置費用（19資産分）	2部	令和8年3月13日
5. その他		
① 打ち合わせ記録	1部	令和8年3月13日
② 事業実施報告書	1部	令和8年3月13日

※成果品の内容は、甲と乙との事前協議により詳細を決定すること。

- ※展示設計図及び展示竣工図はカラー刷り、製本は横型、左綴じ製本とすること。
- ※電子データはPDFファイル及び編集可能な形式で納品すること。

第3章 その他

(1) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは以下に定めるところによる。

- ① 成果品について、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は甲に譲渡するものとし、著作権譲渡に関する経費は、見積金額に含めること。
- ② 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- ③ 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

(2) 資料の貸与

- ① 甲は乙から業務上必要な資料等の貸与を求められた場合、これを貸与する。
- ② 乙は、貸与された資料等の取扱い及び管理に十分注意するとともに、本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後は速やかに返却するものとする。

(3) 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

(4) 情報セキュリティにかかる特記事項

本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。とくに別紙3「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労

- 働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6) 再委託について

- ① 乙は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- ② 乙は、本業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を甲に提出し、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- ③ ②の場合において、乙は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(7) 損害賠償

乙は、その責に帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。

(8) 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本業務の仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(9) 記載外事項

本業務の仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。

(10) その他の事項

本業務の仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。本契約書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、甲と協議の上決定すること。